

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公開番号】特開2018-36655(P2018-36655A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2017-193521(P2017-193521)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

C 09 J 7/20 (2018.01)

C 09 J 201/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

B 32 B 27/00 M

B 32 B 7/02 1 0 3

C 09 J 7/02 Z

C 09 J 201/00

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

偏光子と、その片面のみに接着剤を介して積層された保護フィルムと、を備え、
前記偏光子は、厚さが10μm以下であり、

前記保護フィルムは、所定の形状に成形されたものであり、

前記保護フィルムは、前記偏光子の片面の全面に積層されており、

前記偏光子の少なくとも一部の端部が、前記保護フィルムの端部よりも1~500μm内側に位置している、偏光板。

【請求項2】

前記偏光子は、厚さが7μm以下である、請求項1記載の偏光板。

【請求項3】

前記偏光子の全ての端部が、前記保護フィルムの端部よりも内側に位置している、請求項1又は2記載の偏光板。

【請求項4】

前記偏光子における前記保護フィルムが積層されている側とは反対側の面、及び、前記保護フィルムにおける前記偏光子が積層されている側とは反対側の面の少なくとも一方の面に積層された粘着剤層を更に備える、請求項1~3のいずれか一項記載の偏光板。

【請求項5】

前記粘着剤層を介して積層された光学機能フィルムを更に備える、請求項4記載の偏光板。

【請求項 6】

前記光学機能フィルムは、反射型偏光子である、請求項5記載の偏光板。

【請求項 7】

請求項1～6のいずれか一項記載の偏光板を備える液晶表示装置。